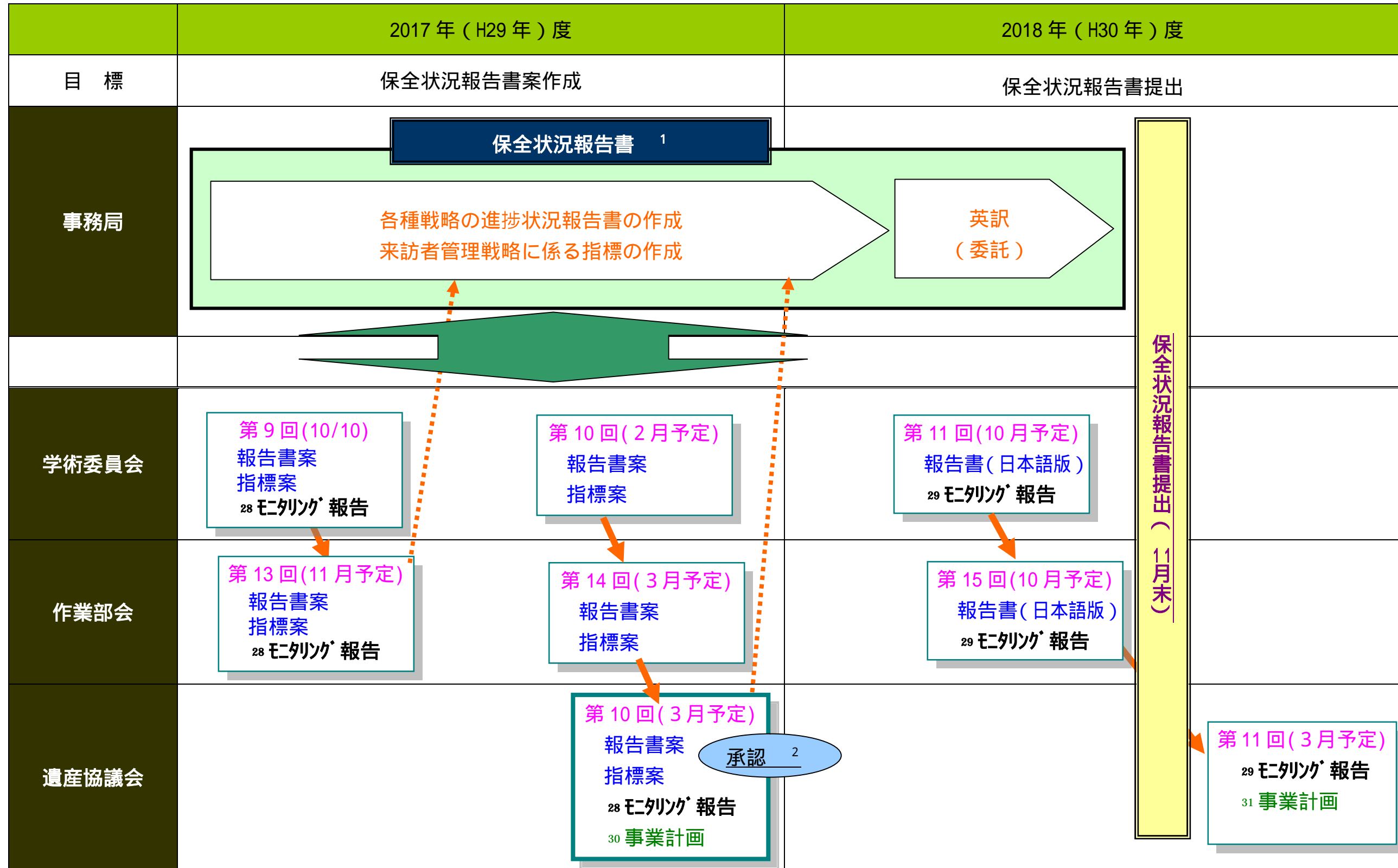


保全状況報告書提出スケジュール（概要）



1 世界遺産条約履行のための作業指針に定められた様式は、文化庁を中心に作成する。

2 保全状況報告書作成等の作業を進めるため、一旦承認し、以降は、最新の情報に更新するなど時点修正を行う。（8月末を目途）

協議、 最終案提示、 報告